

審 議 票 (2 - 1)

令和4年6月20日

議題：用語の定義

関係規定	現行条例		改正法
	第2条		第2条、第60条
現行・改正の比較	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・特定個人情報 ・情報提供等記録	・個人情報など	・仮名加工情報 ・匿名加工情報 ・行政機関等
施行条例への規定の可否	・改正法で統一された用語の定義については、独自の定義を定めることはできない。 ・「条例要配慮個人情報」に関する記述等は規定できる（法60条第5項）。 ・施行条例の適用対象については、規定できるものと考えられる。		

〈項目と論点〉

1 定義の統一化

- ① 現行条例にない用語（「個人識別符号」「仮名加工情報」「匿名加工情報」「個人関連情報」等）が定義されること。
- ② 「個人情報」の定義が変わることによる影響等

2 死者情報の取扱い

- ① 「個人情報」に死者情報が含まれないことによる影響、対応等

3 条例要配慮個人情報

- ① 法の「要配慮個人情報」以外の個人情報で、本市独自に規定すべき「取扱いに特に配慮を要するもの」の有無等

〈考え方（案）〉

1 定義の統一化

- ① 「個人識別符号」の中に、個人番号が含まれている。「個人情報」の定義も、生存する個人に関する情報ということを除いては、現行の取扱いと実質的な違いはないと考えられる。

2 死者情報の取扱い

- ① 死者情報の遺族等による開示請求は、現行も、当該死者情報が当該遺族等の個人情報でもありと認められる場合に限られる。引き続き適切かつ慎重な対応が求められる。

3 条例要配慮個人情報

- ① 現行条例のセンシティブ情報は改正法の「要配慮個人情報」にほぼ包含されており、保有の制限規定とは別に、施行条例に取扱制限等について規定することはできないと考えられることから、「条例要配慮個人情報」に係る本市独自規定を定める実質的意義は低いともいえる。一方で、取扱いに配慮を要することを本市の姿勢として示すために、LGBTやDV被害者に関する情報などについて独自に規定する意義はあると考えられる。

まとめ（主な意見等）

〈「2 死者情報の取扱い」について〉

要綱等に死者情報が遺族等の個人情報でもあると認められる場合を示す等して、適切かつ慎重な対応を確保できるようにすべきと考える。仮に、それ以外に遺族が死者の個人情報を請求するような事例が生じた場合には、情報提供という形で対応できないか検討するほかはないのではないか。

〈「3 条例要配慮個人情報」について〉

LGBTやDV被害について、広島市で特筆すべき事情（立法事実）がないのであれば、条例要配慮個人情報として独自に規定する意義はないのではないか。